

第 1 4 6 4 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 3 年 6 月 1 3 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 1 5 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第3号 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部改正について（義務教育課・高校教育課・特別支援教育室）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第13号 平成23年度6月補正予算案の概要について（総務課）

第14号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について（総務課）

第15号 県立学校施設の耐震状況について（教育施設課）

第16号 平成24年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について（義務教育課）

第17号 平成24年度島根県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の実施について（義務教育課）

第18号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準等について（義務教育課・高校教育課）

第19号 平成23年度国体選手競技力レベルアップ月間について（保健体育課）

第20号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第4号 平成24年度使用教科用図書採択にあたっての指導、助言または援助について（義務教育課・特別支援教育室）

————— 以上原案のとおり議決

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 渋川委員 山本委員 土田委員 今井教育長
- 2 欠席委員
安藤委員
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
金築教育次長	全議題
米山教育次長	公開議題
三島教育センター所長	公開議題
大矢総務課長	全議題
林総務課調整監	公開議題
黒崎教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育室長	公開議題、議決第4号
矢野義務教育課長	公開議題、議決第4号
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
奥井人権同和教育課長	公開議題
松本文化財課長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題
木下義務教育課学向上推進グループリーダー	議決第4号
橋本義務教育課学向上推進グループサブリーダー	議決第4号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	山本委員	

(議決事項)

第3号 島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部改正について
(義務教育課・高校教育課・特別支援教育室)

○矢野義務教育課長 議決第3号島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部改正についてお諮りする。

この条例は平成21年10月16日に公布されているが、当時の経済・雇用情勢の悪化により、就学が困難となった県立高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び私立学校の授業料の減免に対して、補助を行う事業に要する経費に充てるための基金を設置することを目的として、この条例が制定されている。実際には国の交付金の受け皿として当該基金が設けられた。

東日本大震災により経済的理由で就学が困難となった児童生徒等に対する支援を目的として、国の平成23年度第1次補正予算で、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金113億円が創設された。この交付金は、幼稚園、小・中学校、高等学校、私立学校又は特別支援学校に対する就学奨励、授業料減免等の事業に充てるものである。県においても被災者を受け入れているところであるが、この交付金については既に設置されている基金に積み増しするやり方で当該児童生徒への援助を行うため、この条例に規定されている当該基金の設置目的について、所要の改正を行う必要がある。

条例の概要は、基金を財源とする事業に、東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行う事業を追加するものである。具体的には、資料1の3頁の新旧対照表にあるように、第1条3行目、「補助を行う事業」の後に、「並びに東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行う事業」を加えるものである。

参考まで1の5頁及び1の6頁に、交付金の事業の流れ、申請の流れ及び現在の要求額等を載せている。

○土田委員 現在、県内在住の被災児童生徒の内訳、小・中学校及び高校生の人数を参考まで教えてもらいたい。

○大矢総務課長 一旦45人に減ったときがあったが、6月現在の最新データでは、小学生33人、中学生11人、高校生3人の合計47名である。

○洪川委員 資料1の6頁の積立内訳の要求額の単位は1,000円か。

○矢野義務教育課長 単位は1,000円としている。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第13号 平成23年度6月補正予算案の概要について(総務課)

○大矢総務課長 報告第13号平成23年度6月補正予算案の概要についてご報告する。

東日本大震災の発生により、国内、県内でさまざまな影響が生じているところであるが、これまで行ってきた被災地への職員派遣や被災者の受け入れ等の震災支援の一層の強化や、また地震被害等を踏まえた安全・安心な県民生活の確保等が必要になっている。

このため教育委員会では、6月補正予算として、まず第一に被災地及び被災者への支援、それから第二に地震等の安全・安心対策、この2本を柱として計上することとした。

教育委員会の補正予算額の概要については、6月補正額として教育委員会全体で2億5,900万円余の増額である。課別の補正予算額については、資料の一覧にあるように、総務課から社会教育課まで7課が該当している。

各課の補正予算については、資料2の2頁をご覧頂きたい。まず、総務課では震災支援教職員等派遣事業として2,700万円余を計上している。これは、国または被災県から要請を受け、教職

員等を被災地に派遣し、教育活動や教育行政事務に従事するための経費である。これまで、一般行政職員及び保健師等の9人を派遣しているところであるが、今後、被災県等からの具体的な派遣の要請があった場合に、派遣に要する経費を想定した予算措置である。目安として8名を10カ月派遣することとして計上している。今のところ具体的な要請はまだ来ていないが、そうした要請があった場合に、直ちに行動が起こせるような体制をとるための予算措置である。

次に、義務教育課の震災対応スクールカウンセラー配置事業、400万円である。先ほど申しあげたように、現在、県内には47人の転入児童生徒がおり、こうした東日本大震災被災地から県内に転入した児童生徒、幼児等に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施することに要する経費である。

次は高校教育課、特別支援教育室、義務教育課の共同事業の被災児童生徒就学支援事業である。先ほど、条例改正について義務教育課長から説明があったように、国の基金を活用して、高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金の追加積立を行い、東日本大震災の被災により転入した幼児、児童生徒の就学を支援するものである。そうした追加積立のために1,600万円余、そして市町村が行う就学等支援の助成に幼稚園の保育料、入園料、それから小・中学校の学用品、医療費、給食費など800万余を義務教育課分として計上している。また、公益財団法人島根県育英会が行う高校生への修学資金貸与にも400万余を高校教育課分として計上している。また、特別支援学校へ転入した生徒等の就学を支援するための経費として、教科書、学用品、日用品、学校徴収金などに充てるために、300万余を計上している。基本的に、特別支援教育室分及び高校教育課分についても、高等学校奨学金事業支援特例基金の追加積立の中に含まれている。以上が、被災地・被災者への支援に係るものである。

続いて安全・安心対策についてご説明する。教育施設課分として高等学校校舎等整備事業に1億7,800万余で計上している。耐震性が劣ることが推測される木造建築校舎等のうち、延べ床面積500平方メートル超のものについて、事業を前倒しして緊急に補強工事を実施するための予算を計上している。資料に掲げている5つの学校についての措置である。

それから、次の県立武道館及び県立図書館の耐震化事業は、それぞれ保健体育課と社会教育課の事業であるが、この武道館、図書館はいずれも昭和40年代に著名な建築家、菊竹清訓氏の設計により建築されており、モダニズム建築の代表として評価されているものであった。そのような建物のため、構造が複雑で、耐震診断方法との調整に時間をかけてきたわけであるが、武道館については現在、耐震診断を実施しており、さらに今年度中に事業を前倒しして補強設計を行う。また、図書館についても、事業を前倒しして、今年度に耐震診断を行うこととしている。

○山本委員 資料2の2頁、被災児童生徒の就学支援事業の金額は、基金の金額と合っているのか。

○大矢総務課長 義務教育課の市町村への助成813万5,000円、高等学校奨学金の432万円、特別支援学校への支援336万4,000円については、国の基金の対象としてるものと対象としてないものがある。そのうち基金の対象である140万円と、私立高等学校分を全て合計し、義務教育課がまとめて予算計上するという格好になっている。単純に表の2、3、4の金額を足しても1の金額にならないという構造にはなっている。

○渋川委員 資料2の2頁、震災支援教員派遣の金額は、派遣された職員の代替として臨時的に採用する職員に係る費用なのか、それとも派遣に係る交通費なのか。

○大矢総務課長 いろいろなケースが想定されるが、学校現場からの派遣の場合は代替常勤講師を措置する経費、同様に教育庁、本庁からの派遣の場合は代替職員を臨時的に措置するための経費も含んでいる。その他、派遣職員の旅費等についても、いろいろな状況を想定しながら予算を計上している。

○土田委員 直接、予算とは関係ないが、資料2の3頁の高等学校校舎又は県立武道館等は、県の防災マニュアルにおいて避難場所として指定されているのか。

○黒崎教育施設課長 高等学校の分校については、市町の避難場所としては指定されていない。それ以外の本校については、その「建物」ではなく体育館等の「場所」が避難場所として指定さ

れている。

○土田委員 マニュアル等にはそれらが明記されてるのか。

○黒崎教育施設課長 明記されている。

○土田委員 県立武道館も明記されているのか。

○細田保健体育課長 武道館も避難場所として指定され、明記されている。

○北島委員長 記憶違いかもしれないが、掛合分校や宍道分校等の木造校舎は、耐震化計画の中に入っていないという話があったと思うが、木造校舎も今回は耐震化の計画に含まれるようになったという解釈でよろしいか。

○黒崎教育施設課長 昨年、耐震化率のご報告をした際には、県立学校で該当の木造施設は5カ所であるご説明している。後程ご報告するが、今回、ご指摘のあった掛合分校、今市分校、宍道分校等を新たに算入して、該当の木造施設が9ヶ所としている。これらの分校の校舎は、各市から借用しているものであり、県が所有権を持っていない。その辺の関係で、昨年までは分校は報告の数には入れていなかった。但し、木造校舎だから耐震をしないということではなく、耐震化はもちろん予定には入れていたが、数字上の整理として外していた。

○山本委員 東日本大震災によって学校の耐震化は当初の計画から何年程度前倒しになったのか。

○黒崎教育施設課長 もとものの計画では平成27年度末までに耐震化を完了することとしていたが、今回の補正予算により、木造校舎については今年中におおよそ処置が終わる。全体としては平成27年度末の耐震化完了の計画は変えていない。理想としては一度に全工事を行ってしまうのがいいが、工事は学校の教育活動との調整が必要である。体育館や教室の工事をすれば代替施設の確保が必要であり、一度に同じ敷地内で何棟も工事できないという事情がある。従って、計画を前倒ししたいのは山々であるが、平成27年度の完了という計画についてはそのままにしている。

――原案のとおり了承

第14号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について（総務課）

○大矢総務課長 報告第14号島根県立美術館協議会委員の委嘱についてご報告する。

初めに美術館の管理運営の枠組みについてご説明する。県立美術館は博物館法に基づき、公立の博物館として位置づけられている。博物館法では、公立の博物館は教育委員会の所管とされているが、地方自治法等の規定により、その事務の一部を知事に委任したり、知事が執行したりすることができるという制度になっている。

県立美術館がオープンする平成12年の3月、教育委員会の権限に属する事務の委任と補助執行について、知事に対して協議を行っており、それによって、環境生活部長に島根県立美術館の管理運営に関する事務を委任することとなった。ただし、美術館の条例や島根県立美術館協議会の委員の任免に関する事務は、委任する事務から除くこととしているため、同協議会委員の任免については教育委員会において決定を行うという仕組みになっている。

ということで島根県立美術館協議会の委嘱について、博物館法及び島根県立美術館条例に基づき、資料のとおり行ったのでご報告する次第である。委嘱状の発令日は平成23年5月27日、任期は今年の5月27日から平成25年5月26日までの2年間である。13名の委員の氏名等は、次の3の2頁に掲げている。3の3頁は、各委員をどのような観点から選考したかという選考資料である。選任の考え方としては、博物館法に基づき、学校教育、社会教育の関係者、あるいは家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者という要件を満たすような選定を行っている。また、他に選任の考え方としては、②県民に開かれた美術館として多様な意見が聞ける選定、③女性の意見を反映できる選定がある。③に関して、男女共同参画計画の目標値とし

て審議会等への女性の参画率を40%以上としているが、委員13名中6名の方が女性で、女性の比率が46%となっているため、目標値の40%をクリアしている。

――原案のとおり了承

第15号 県立学校施設の耐震状況について（教育施設課）

○黒崎教育施設課長 報告第15号県立学校施設の耐震状況についてご報告する。

県立学校全体で399棟のうち、164棟は昭和57年の新しい耐震基準で建てられたものであり耐震性を有している。昭和56年以前の建築235棟については、新しい耐震基準を満たしているか否かは基本的には分からないため、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強や建て替え等を行うという方針である。

昭和56年以前の棟で耐震性能を有するものは136棟であり、235棟のうち136棟は新しい耐震基準に沿った建物になっている。

その結果、耐震化率は、高校については昨年59.6%から12.7ポイント上昇の72.3%、特別支援については昨年77.0%から10.8ポイント上昇の87.8%、トータルでは62.8%から12.4ポイント上昇の75.2%となっており、耐震化が必要である施設は残り99棟となっている。

非木造、木造については資料のとおりであるが、先程ご説明したとおり、木造については、6月補正で措置した関係で、借り入れている施設も全棟数の中に入れて9棟となっている。

今後の予定としては、耐震診断を今年度で完了させ、耐震化を平成27年度を目標に行っていく。

資料では耐震化工事について6月補正前の20棟という数字を載せているが、6月補正後、議会で承認をいただければ26棟の工事を行うこととなる。

残された99棟のうち、出雲工業高校等建て替えのため解体予定ものが7棟、何らかの補強が必要であるものが62棟あり、そのうち26棟について今年度中に工事を行う。

耐震診断をした結果、補強の必要ない建物が大体診断の半分程度あるということから、耐震化率が急激に伸びてきたが、診断をしていない建物が残り少なくなってきたので、今後は工事をしない限り耐震化率は伸びないので、来年度以降、耐震化率の上昇の度合いは若干落ちてくるのではないかと予想している。

最後に、全国との比較についてであるが、例年7月に公表されている文部科学省の調査は、今年度は震災の関係で遅れるようである。今年度の島根県の数字が、昨年度の全国の数字とほぼ同じであるので、大体1年遅れで動いているという状況である。

――原案のとおり了承

第16号 平成24年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について（義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第16号平成24年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験についてご報告する。

まず、試験の期日については、願書の提出期限が7月4日、1次試験が8月22日、2次試験が10月下旬と計画している。試験会場については、1次試験は各教育事務所単位で行っている。2次試験は、基本的に松江、出雲、隠岐管内の者は松江で、それから浜田、益田管内の者は浜田で受験することとしている。

試験内容については、1次試験は校長・教頭とも客観テスト100分、論文記述100分、加

えて教頭には各教育事務所で面接15分を計画している。2次試験は、校長は50分、教頭は40分の面接を行う。2次試験の受験者数が、若干、教頭が多くなる見込みもあり、教頭の面接時間を多少短くしている。

受験資格について、校長は資格者としては資料の①から③までのいずれかに該当する者としており、資格要件としては、45歳以上かつ教頭経験3年以上である者としている。

教頭については、資格者として資料の①から④までのいずれかに該当する者、資格要件として資料①から④までいずれも該当する者としている。

本県の特徴として、教諭、養護教諭、栄養教諭、あるいは事務職員、学校栄養職員、全て同じ条件で受験ができるようになってきている点がある。他県でも同様の取扱いとするとところが増えているが、それでも全国60県市の内の3分の1、18県市程度しかなく、多くの県市では職の制限を設けている。

選考結果の通知については、第1次選考試験は10月上旬、第2次選考試験は12月上旬を予定している。12月上旬は次年度に向けての異動調査書の作成時期であるので、そこに間に合うように結果を通知することとしている。

参考として資料に校長、教頭の退職者を載せているが、今年度は昨年度に比べて、校長の退職者が少ないため、登載も若干少なくなると思われる。

また参考の2として過去5年間の出願者や倍率等を載せている。全体の年齢構成が上がってきており、平均受験年齢は、10年前は校長が50歳程度だったが昨年は52歳になっており、10年で2歳程度上がっている。教頭は10年前は44歳、昨年は47.5歳で大分上がってきている。若い者にももっと受けていただきたい。登載の年齢についても、平均受験年齢と大体同じであるので、若いとなかなか合格できないといった傾向は特に見られない。

○北島委員長 2点伺いたい。客観テストとはどのようなものであるのか。また、受験年齢が上がってきているのは、管理職になりたくないという者が増えてきているためとは考えられないか。

○矢野義務教育課長 教頭の客観テストについては、学校教育に関すること、法令に関すること、あるいは人権同和教育に関すること等について一つひとつ問うものとなっている。校長の客観テストは、そういった細かい設問はなく、設問についての具体的な背景、法令関係等を小論文により回答するような形式となっている。

次に受験者については、全体の年齢構成そのものが高齢になっており、小学校では平均年齢は昨年度45、6歳ほどで、最も人数が多いのは50歳前後となっている。全体の年齢が上がってきているため、若い方の受験が少なくなっていると思われる。ただ、年齢の高い者が多いと、若い者は少し受験しにくいということもあるかもしれない。

○北島委員長 了解した。

○土田委員 唐突な質問であるが、他県において、例えば今まで教職経験のない一般社会人の管理職への登用を行っているところがあるか伺いたい。

○矢野義務教育課長 詳細は把握してないが、高等学校等で、一般公募により社会人からの登用を取り入れている県があるが、そう多くはない。

○土田委員 確か広島県では公募を行っているはずだが、今後、島根県でも公募を取り入れる予定があるかという点について伺いたい。

○小林高校教育課長 以前、松江工業高校で民間出身の校長に勤めていただいたことはある。いろいろな意味で活力を生むという良い面と、慣れられるのに時間がかかるという両面がある。管理職全体の数が非常に少ないので、現在、具体的に公募を行うところまでは至っていない。

○土田委員 過去に一般社会人からの公募により管理職を採用した経験があるが、学校にはその採用方法が適してないから、しばらく従来のやり方でやるということか

○そのである。

○北島委員長 小・中学校では、一般公募による採用を検討されたことはあるか。

○矢野義務教育課長 他県の状況等もあり内部で話題にしたことはあるが、全国的にも小・中学校で民間の方を採用することは非常に少なく、課題が多いのではないかというのが、今のところ

の考えである。

○北島委員長 高校では松江工業高校や出雲農林高校で前例があったようだが、校長となるとどうしても期間が短いという問題があるので、かなり慎重にやらなくてはということか。

○土田委員 現時点においては一般公募はしないと。

○高校教育課長 おっしゃるとおりで、現在の試験以外のやり方で採用することは、制度的には可能である。

○今井教育長 県立学校は数が限られている。公募も良い部分、悪い部分があるので、導入は少し難しいと思う。

○渋川委員 教頭の資格者の要件を幅広くしてあるが、栄養教諭や市町村立学校の事務職員、学校栄養職員で教頭試験を受験し、実際に教頭になっている者はいるか。

○矢野義務教育課長 養護教諭から教頭になった者がいる。

――原案のとおり了承

第17号 平成24年度島根県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の実施について (義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第17号平成24年度島根県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

この試験は平成24年度に島根県公立学校栄養教諭として採用する候補者を選考するために行うものである。栄養教諭とは、平成17年の学校教育法改正により設けられた職である。本県では、平成18年度から試験を実施し、平成19年度から栄養教諭の配置を進めており、それ以降は従前の学校栄養職員の採用は行っていない。

栄養教諭の職務としては、学校教育法に規定されているとおり、児童生徒の栄養の指導及び管理を掌るということで、やはり学校栄養職員よりも学校栄養教諭の方が個別の子どもの指導を幅広く行うことができるので、県としては、学校栄養教諭の配置を進めているところである。

資料6の2頁をご覧頂きたい。参考として栄養職員及び学校栄養職員数の推移を掲げている。19年度は14名が学校栄養職員から栄養教諭に転職している。その後、順次、学校栄養職員が栄養教諭の資格を取得しこの試験を受けて、20年度は13名、21年度14名転職している。一方、新規採用については、栄養教諭の採用試験を行っている。

現在、転職していない栄養職員が1名いるが、その1名を対象に今回の試験を実施するということになる。従って、募集人員は1名である。資格は、学校栄養職員として現に任用されている者ということである。選考試験の期日及び会場は、一般の栄養教諭の採用試験と同日開催を予定している。試験の内容については、小論文、専門試験及び面接である。専門試験は、教職教養と栄養教諭としての専門知識を問うものである。新規の栄養教諭には一般教養の試験もあるが、それは省いている。

現在、栄養教諭及び栄養職員のポストは全体で79あるが、そのうち栄養教諭が60を占めており、その他は臨時的任用と先ほどの学校栄養職員1名となっている。

――原案のとおり了承

第18号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準等について(義務教育課・高校教育課)

○矢野義務教育課長 報告第18号平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準等についてご報告する。

今月初めに、来年度に向けての教員採用候補者選考試験の願書を締め切ったところである。

出願状況をまずご説明する。本選考試験への出願状況は1,290名で、昨年度から1.5%の減となった。採用予定者数が159名で、昨年度から12名減、7%減であり、トータルとして倍率が昨年度7.7倍から8.1倍に上がっている。

校種別の出願者数と倍率は資料に挙げているとおりで、校種によって多少出願者の増減があった。出願者数はトータルで昨年度から20名の減となっている。

今年度新設した中学校の数学・理科の免許を所有する小学校教諭の募集枠については49名の出願があった。この49名は小学校教諭の出願者総数の12.6%であり、過去3年の平均である11.4%より若干多く出願があった。今後、さらに増えていくことを期待している。

資料の3番目、昨年度新設した特別支援教育担当の出願者数は、昨年11名に対して、今年は9名。昨年は11名のうち2名を採用した。今年度は何人となるかは分からないが、この9名の中から採用する。

それから資料の4番目、出願者のうち1次試験免除となる石見・隠岐地域限定の経験者枠については出願者が17名であった。

資料の5番目は、5年以上の教諭・講師等の経験者を対象とした募集で、いわゆるシニア枠であるが、出願者は60名で昨年よりもかなり多くなっている。シニア枠については、1次試験の一部すなわち一般・教職教養及び面接試験を免除することとしている。

資料の6番目、石見・隠岐地域の教員確保のための募集枠については、小学校95名、中学校85名の出願があり、全体として40名の減。石見・隠岐地域限定枠の募集枠を、昨年50名のところ今年38名と減らしているの、それが多少影響した可能性はある。

資料は次の7の2頁、選考基準をご覧いただきたい。1番に試験項目ごとの配点を載せている。

2番、面接試験の評価項目と主な着眼点については、受験者に対しては、受験票を送付するときに同封することとしている。また、県のホームページにも掲載することとしている。

3番、選考に当たって考慮する事項については、優れた実績、全国レベルでの実績・資格を有する者、あるいは中学校教諭については複数の免許を持っている者等については考慮することとしており、任用、選考するときに参考としたい。

資料7の3頁には参考として1次試験について載せている。1次試験の日程は、教養試験が7月16日、面接が7月17日と18日。試験結果の通知は8月9日にすることとしている。結果の情報提供については、不合格者のうち希望する者に対して、1次試験の区分毎にA、B、Cの3段階により通知することとしている。

資料7の4頁は、2次試験について載せている。1次試験合格者のみと書いているが、1次試験の免除者も含む。2次試験は8月の終わりに実施することとしている。

――原案のとおり了承

第19号 平成23年度国体選手競技力レベルアップ月間について（保健体育課）

○細田保健体育課長 報告第19号平成23年度国体選手競技力レベルアップ月間についてご報告する。

国体選手競技力レベルアップ月間と銘打って、7月に会場地6市2町、実施競技・種別34競技・85種別で強化練習を行う。効果としては、選手、監督には県代表としての自覚を持ってもらうこと、あるいは県外の強豪チームとの練習試合によって競技のレベルアップを目指すということが挙げられる。また県民には、強化練習会や試合を見る機会を提供して応援していただくことにより、選手と県民の一体化が図れる。周知方法は、テレビ、ラジオ、新聞、あるいはホームページを活用して周知する。

裏面に、実施競技、会場、日時を示す内容等を記載している。委員にも是非激励訪問をいただ

きたい。

- 北島委員長 去年は何位であったか。
- 保健体育課長 国体は42位であった。
- 北島委員長 今年は何位を切りたい。
- 土田委員 男女別は何位か。
- 保健体育課長 女子の方が上位で、39位であった。
- 北島委員長 激励に行けるところは是非伺いたいと思っている。

――原案のとおり了承

第20号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について（社会教育課）

○野津社会教育課長 報告第20号島根県立図書館協議会委員の委嘱についてご報告する。

条例により設置している図書館協議会の任期が満了したので、委員の委嘱を行った。新たな任期は今年の6月17日から条例により2年間となっている。

次頁に新しい委員名簿を掲載している。新規の委員は次のとおりである。学校図書館関係の飯塚良治氏。この方は大田市立鳥井小学校の校長である。婦人会、野々内さとみ氏。前任の赤水婦人会会長のご退職により、婦人会から推薦いただき、新たに副会長の野々内氏を選考している。山陰中央新報社の引野道生氏。前任、同社の岡部康幸氏が任期中にご退職になるということで、前任岡部氏から推薦があったものである。県立大学短期大学部松江キャンパス講師、石井大輔氏。前任の堀川照代教授がご退職され、島根から離れられたということで、後任の図書館担当の先生をご推薦いただいたものである。

――原案のとおり了承

北島委員長：非公開宣言

―非公開―
(議決事項)

第4号 平成24年度使用教科用図書採択にあたっての指導、助言または援助について
(義務教育課・特別支援教育室)

――原案のとおり議決

北島委員長：閉会宣言 15時15分